

## 福岡県立大学附属図書館システム貸借契約書（案）

公立大学法人福岡県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、別表の機器を甲が乙から賃借することについて、下記の契約条項のとおり貸借に関する契約を締結する。

### （機器）

第1条 乙は、甲に対し別表1記載の機器を賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

### （機器の設置場所）

第2条 甲が賃借する機器の設置場所は、福岡県田川市伊田4395番地公立大学法人福岡県立大学附属図書館本館及び分館とする。

### （契約期間）

第3条 この契約における機器の賃貸期間は、令和3年10月1日から令和8年9月30日までとする。

### （賃貸借料）

第4条 機器に関する賃貸借料の額は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）とする。ただし、各会計年度における賃貸借料の年額は、別表2のとおりとする。

2 機器の賃貸借料は、甲が引き渡しを受けた日の翌日から起算し、契約を解約した日もしくは契約終了日までを算定するものとする。この場合、賃貸借機関に1か月未満の端数を生じた場合は、次式により算出した額とする。

$$\text{月額賃貸借料} \div \text{当日の暦日数} \times \text{当月使用可能日数（日曜祭日を含む）} = \text{当月の賃貸借料}$$

賃貸借料に1円未満の端数が生じた場合は、円位未満は切り捨てるものとする。

### （契約保証金）

第5条 甲は、乙に対して公立大学法人福岡県立大学契約事務取扱規則第36条により契約保証金の納付を免除するほか、これを徴する。

### （支払方法）

第6条 乙は、機器の使用終了月分の賃貸借料をその翌月以降に甲に請求し、甲は、乙から適法な支払い請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

### （公租公課）

第7条 賃貸借に関する公租公課は、乙の負担とする。

### （リース物件の表示）

第8条 乙は、機器に乙のリース物件である旨の表示を付するものとする。

### （権利義務の譲渡禁止）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約上の権利又は義務の全部もしくは一部を他に譲渡してはならないものとする。

(機器の移転)

第10条 甲は、機器の設置場所を変更する必要があるときは、あらかじめ文書をもって乙に協議するものとする。

(機器の瑕疵)

第11条 機器の引渡し時において、機器の規格、仕様、機能の不適合・不完全など、その他の瑕疵があったときは、甲はただちに乙にこれを通知するものとする。なお、その場合乙は、その売主をして装置の売買契約に基づく保証サービスの提供、損害賠償の責任を甲に対して直接履行させるものとする。

2 機器の隠れた瑕疵についても前項の規定を準用するものとする。

(機器の取り替え及び改造)

第12条 甲は、機器の一部を取り替え又は改造し、若しくは機器に他の機械器具を取り付ける必要があるときは、あらかじめ書面をもって乙に協議するものとする。

(損害保険)

第13条 乙は、機器の賃貸借期間中、継続して動産総合保険に加入するものとし、甲は、盗難等の事故が発生した場合は、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

(善管注意義務)

第14条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、機器を管理しなければならないものとする。

2 甲の故意又は過失によって修理又は調整の必要が生じた場合の修理費又は調整費は、甲が負担するものとする。

(秘密保持)

第15条 乙又は乙の派遣する職員は、この契約に基づく賃貸借物件の引渡し及び点検のため賃貸借物件の設置場所に立ち入ることができる。

2 乙又は乙の派遣する職員は、前項の規定により甲の施設に立ち入る場合は、その身分を示す証票を携行するとともに、甲の校舎を管理する職員の指示に従わなければならない。

3 乙又は乙の派遣する職員は、この契約の締結並びに履行に際し、知り得た相手方の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

4 乙は、前項の漏洩を行ったとき又は知ったとき並びにそのおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じた後、速やかに甲にその旨を報告して取扱いを協議するものとする。この場合、その責が乙にあったときは、乙は甲に対し、解決のために要した費用を負うものとする。

5 乙が故意又は重大な過失によって甲の情報を第三者に開示又は漏洩し、甲に損害を与えた場合は、その損害の一部を賠償させることができるものとする。

6 乙は、秘密保持に関してこの契約に定めのない事項については、甲の指示に従うものとする。

7 前4項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(解約の申し出)

第16条 甲及び乙は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合において、相手方

に催告を行った後も相手方に履行の意志が認められないときは、文書によって本契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の定めにより、契約が解除された場合において、契約に違反した者がその相手方に損害を与えたときは、速やかにその損害を補填しなければならないものとする。また、この場合における補填は、甲乙協議して決定するものとする。

#### (暴力団排除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
  - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
  - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、賃借料の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (機器の返還)

第18条 前2条の規定により契約が解除された場合、甲は、速やかに契約の対象となる機器を乙に返還するものとし、乙は、受領証を甲に提出するものとする。

#### (機器の設置、撤去)

第19条 別表機器の設置、撤去等に関する一切の費用は、乙が負担する。

なお、解体、撤去、コンピューター内のデータ消去（ハード消去）は、乙が責任を持って行うものとする

#### (個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する一切の紛争については、福岡地方裁判所を専属の管轄裁判所として処理するものとする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 福岡県田川市大字伊田4395番地  
公立大学法人福岡県立大学  
理事長 柴田 洋三郎

乙

(別表1) 賃貸借物件明細

## LIMEDIO構成明細書

ハードウェア

1)クライアントシステム

a. 業務用端末(Windows10pro、Corei3-10100、メモリ8GB、ディスク256GB SSD、スーパーマルチ)

品名	数量
・D7010/FX (Core i3-10100/8GB/SSD256GB/Sマルチ/Win10 Pro 64bit)	7
・保証延長パック(5年間翌営業日以降訪問修理)	7
・17インチカラー液晶ディスプレイ	7

b. 利用者端末(Windows10pro、Corei3-10100、メモリ8GB、ディスク256GB SSD、スーパーマルチ)

品名	数量
・D7010/FX (Core i3-10100/8GB/SSD256GB/Sマルチ/Win10 Pro 64bit)	5
・保証延長パック(5年間翌営業日以降訪問修理)	5
・17インチカラー液晶ディスプレイ	5

2)その他

a. レーザープリンタ

品名	数量
・RICOH P500(A4対応/35ppm/両面印刷標準対応)	5
・IPSiOあんしんサポートパック5年(定期交換部品含む)	5

b. 周辺機器

品名	数量
・バーコードリーダー F560-GV	7
・磁気カードリーダー CRF-200U-0101	3

c. OS等基本ソフトウェア

品名	数量
・GlobalSignQuickSSL認証1年	5
・OfficeProfessionalPlus 2019 Japanese Aca	7

3)一時導入

品名	数量
・大学-DC間ネットワーク接続設計、設定	1
・サーバ初期インストール/設定(LIMEDIO)	2
・データ移行費用	1
・PC現調費	12
・プリンタ現調費 P500	5

ソフトウェア

1. 仮想サーバ運用

品名	数量
・業務仮想サーバ運用費	1
・検索仮想サーバ運用費	1
・ストレージ運用費	1
・サーバ環境インターネット接続(VPN)	1
・ドメイン利用料	1
・バックアップサービス	1

システム運用

2. データベース管理システム

品名	数量
・TR(DBMS)Meister 1本目	1
・TR(DBMS)Meister 2本目	1

3. LIMEDIOパッケージ運用

品名	数量
・LIMEDIOサーバ(クラス2)	1
・業務端末接続ライセンス	7
・目録管理サブシステム	1
・検索サブシステム(OPAC)	1
・閲覧管理サブシステム	1
・発注受入サブシステム	1
・雑誌管理サブシステム	1
・相互貸借サブシステム	1
・蔵書点検サブシステム	1
・統計サブシステム	1
・分館サブシステム	1
・帳票レイアウト機能	1
・画面レイアウト機能	1
・利用者データ一括登録プログラム	1

(別表2) 各会計年度における賃貸借料の額

会計年度	期間	金額(円)※
令和3年度	令和3年10月1日～令和4年3月31日	
令和4年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
令和5年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
令和6年度	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
令和7年度	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
令和8年度	令和8年4月1日～令和8年9月30日	
	計	

※金額には消費税及び地方消費税を含む

別記

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (安全確保の措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

### (利用及び提供の制限)

- 第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。



**（資料等の返還等）**

**第 9** 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

**（従事者への研修）**

**第 10** 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

**（事故報告）**

**第 11** 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

**（調査）**

**第 12** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができるものとする。

**（指示及び報告）**

**第 13** 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

**（取扱記録の作成）**

**第 14** 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。

**（運搬）**

**第 15** 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

**（契約解除及び損害賠償）**

**第 16** 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。